

EUは気候変動対策に関する規制緩和をどこまで進めるのか？

331 環境

ゼミナール

【欧州グリーンディールから競争力強化へ】

欧州連合（EU）は過去5年間、欧州グリーンディールの下、気候変動を最重要課題に位置づけた。しかし、これからの5年間は「競争力の強化」を最優先に、「脱炭素化と競争力の共存」に取り組む方針である。

競争力強化の方針は、2024年9月に欧州委員会が公表した報告書「欧州の競争力の将来」（通称ドラギ・レポート）で打ち出された。ドラギ・レポートは、EUの経済成長や産業競争力の停滞に警鐘を鳴らし、3つの変革（イノベーション、脱炭素と競争力の共存、安全保障の向上と対外依存度の低減）に取り組む必要性を主張した。

25年1月に欧州委員会が公表した文書「競争力の羅針盤」では、ドラギ・レポートを礎として、3つの変革に関する施策の全体像を示した。その中でも注目すべき点のひとつが「規制緩和」である。

【前例のない規制緩和の始まり？】

EUには「アキ・コミュニケーション」という言葉がある。アキは「蓄積されたもの」、コミュニケーションは「共同体の」という意味のフランス語で、10万[※]を超えるEUの法体系の総称である。EUの歴史はアキ・コミュニケーションの発展の歴史でもあった。そのEUにおいて、史上初めて「規制の簡素化」を担当する欧州委員（日本の大臣に相当）が設置され、「競争力の羅針盤」の中でも「前例のない簡素化」に取り組む方針が示された。欧州委員会は、25年2月に規制緩和の第1弾

電力中央研究所 社会経済研究所 主任研究員

堀尾 健太

ほりお・けんた | 2018年度入所、専門は気候変動政策、原子力政策。



を公表した。対象は、炭素国境調整メカニズム（CBAM）と企業のサステナビリティ報告である。

【CBAMの対象となる事業者の縮小】

CBAMは炭素リーケージを防ぐために、EU域外からの輸入品に対して域内と同様の炭素コストを課す仕組みだ。現行の仕組みでは6つのセクター（セメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム、水素）を対象とし、輸入事業者に対して製品の排出量に見合った証書の購入を義務付ける。現在は移行期間のため、対象製品の排出量の報告のみだが、26年以降は実際の証書の購入が始まる。

今回の提案は、年間の輸入量が50^ト以下の事業者をCBAMの対象から除外するものだ。全体の約90%にあたる中小の輸入業者がCBAMの義務から外れる。ただし、欧州委員会は、排出量で見れば99%が対象内だと説明している。

【企業のサステナビリティ報告の先延ばし】

22年に制定された企業サステナビリティ報告指令（CSRD）では、EU域内の企業に対し、ESG関連の情報開示を義務付けた。気候変動関連では排出量、気候リスク、移行計画などを報告する必要があり、25年（24会計年度分）から段階的に報告が開始される予定となっていた。

しかし今回、CSRDの対象を従業員が1千人以上の事業者に限定（全体の約80%にあたる中小企業を対象から除外）し、報告の要件の適用を26年から28年まで先延ばすこと等が提案された。

欧州委員会は、CBAMとサステナビ

リティ報告の規制緩和により、年間63億^円の手続きコストが削減できるとしている。

【迅速な審議とさらなる規制緩和の可能性】

実際の規制緩和は、欧州委員会の提案を欧州議会とEU理事会（EU加盟国の閣僚級会合）が審議し、三者の合意を経て施行される。審議は迅速に進んでおり、サステナビリティ報告については、既に3月36日にEU理事会、4月3日に欧州議会が欧州委員会の提案をそれぞれ承認した。CBAMについても遠からず合意されるだろう。さらに4月1日、欧州委員会は乗用車等の新車の排出基準を定めた規則の改正を提案した。この規則は35年に新車の直接排出量をゼロにする（事実上ゼロエミッション車に限る）ことを目指したもので、CO₂排出基準を設け、基準を満たすことができないメーカーに対して罰金を科す。改正案では25〜27年については、単年ではなく、3年間の平均で排出基準を満たすことを認める。この改正案は、産業界との対話を経て提案されたものであり、こちらも早期の施行が予想される。

CBAM、サステナビリティ報告、新車の排出基準のいずれも、欧州グリーンディールの一環として制定されたが、制定から時を経ずして軌道修正がなされつつある。これまでのところ規制の撤廃ではなく、あくまでも緩和にとどまっているが、規制緩和が今後どこまで進むのか注目される。

（次回は5月14日に掲載します）

グリーンディールを軌道修正